

船越鐵工所労働争議

- 一、名 稱 船越鐵工所
- 二、所 在 地 小倉市鑄物師町
- 三、事業の種類 鑄物製作
- 四、事業主 船越芳太郎
資本金 五萬圓
- 五、従業員數 二六名
- 六、争議参加人員 六名
- 七、争議發生年月日 昭和九年四月一日
- 八、争議解決年月日 同 四月二日
- 九、争議發生原因並に經過
本工場は請負制度で、仕上品にして不合格は収入の内より減額するので豫て之に對し不平を抱き居りたるところ本年三月

は製品の關係上一般に減收となり、就中其の甚しかりし者六名三月二十三日より欠勤し四月一日三月分の賃金受取の際事業主に對し、
不合格に對する減收の半額は事業主に於て負擔すること。
の要求をなして拒絶された。
因に右六名の内三月分賃金收入減の最も大なる者左の通。

- 井原萬吉（仕上工）
總收入 七四圓六五十一内減收 六八、圓七四
 - 大西 一（旋盤工）
總收入 五五、圓一内減收 三六、圓
 - 坪根一郎（旋盤工）
總收入 二一、圓一内減收 九、圓
- 十、解決狀況